

外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討状況について

(平成18年12月19日)

資料2-1

1. 経緯

○ 平成17年6月28日 犯罪対策閣僚会議（第5回会合）

・法務大臣発言（要旨）

「入管当局による在留管理の在り方について、今後、見直しを行っていくことを模索しておりますが、検討すべき課題が多岐にわたっており、関係する省庁も多数である上、従来の在留管理の在り方を抜本的に変えることにもなり得ますので、これについての政府全体としての検討の枠組み作りを、是非、お願い申し上げます。」

・官房長官発言（要旨）

「法務大臣からご発言がありました、外国人の在留情報の把握と在留管理の問題については、ワーキングチームを設置し、検討してまいりたいと思います。」

○ 平成17年7月19日 関係省庁申合せによるワーキングチームの設置

○ 平成18年6月22日 第16回経済財政諮問会議

・官房長官発言（要旨）

現在、犯罪対策閣僚会議の下に置かれた「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において検討している外国人の居住等に関する情報を正確に把握する新たな仕組みの構築を前提として、対策の充実を考える必要がある。
たまたま犯罪対策閣僚会議の下に置かれているが、犯罪を防止するというより、既に住んでいる日系の外国人、外国人全般の生活について、国内にいることによりいろいろなサービスを受用できるようにするために把握するという意味で考えている。

2. 現状の問題点

- 外国人の在留管理が出入国管理法（国の事務）と外国人登録法（市町村の法定受託事務）により二元的に処理されている。
- 在留管理のチェックが点の管理（入国審査時及び更新時）にとどまり、その間の事項の変更が適切に把握されていない。
- 不法滞在者にも外国人登録証（在留の資格なし）が交付され、誤解を生じかねない。
- 在留外国人の居住・就労の実態が十分に把握されていない。

- ・ 外国人を含む住民に対する行政サービスの担い手である市町村等の行政に支障（子弟の不就学や社会保険の未加入につき有効な対策が取りにくい など）
- ・ 子弟等の非行・犯罪の背景となる要因に対処する観点からも、正確な情報把握が重要

(参考)

- 規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）において、在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化（① 外国人の在留に係る情報の相互照会・提供、② 外国人登録制度の見直し）につき、平成18年度に結論を得ることとされている。

3. 今後の検討方針

(1) 新たな仕組みの基本構造

- ① 外国人（特別永住者及び短期滞在者等を除く。以下同じ。）の在留情報の把握については、現行の外国人登録制度の対象から除外し、法務大臣による入国管理制度に一元化する。
- ② 在留期間の途中における事情の変更（居住地、勤務先等の変更）についても、届出を行う者の負担が現行制度よりも増えることがないように留意しつつ、法務大臣への届出事項とすることによって、届出義務の実効性を確保する。
- ③ 在留許可を化体するものとしての在留カード（仮称。不法滞在者には交付されないもの。）を発行する。

(2) 市(区)町村との関係について

- ① 法務大臣への届出のうち、例えば居住地については、市(区)町村経由とする。
- ② 市(区)町村は、住民に関する事務の処理の基礎とするため必要な範囲で、在留情報の取得・保有・利用等ができることとし、その法的根拠について、個人情報保護等の観点も踏まえ、適切に措置する。
- ③ ②により市(区)町村が取得等をしうる情報の範囲は、人定事項（氏名、生年月日、性別、国籍）、居住地、世帯情報、在留期間、在留資格などとする。
- ④ 市(区)町村の届出者・届出事項に関する審査義務・調査権の在り方について、市(区)町村の行う事務の法的性格に照らし、適切に措置する。

(3) 所属機関の協力について

- ① 外国人雇用状況報告については、現在厚生労働省の労働政策審議会において検討中であるが、同報告制度においてカバーしうる事項については、当該情報を厚生労働省から法務省が入手することとし、事業者の二重の負担は避ける。
- ② ①によりカバーされない在留外国人の所属先（教育機関等）の協力について、適切に措置する。

(4) 行政機関相互における情報の共有

外国人に関する情報を保有する行政機関相互間において、合理的な範囲で、情報の相互照会が可能な仕組みを構築し、情報の突合によりその精度を高める。例えば、厚生労働省と法務省の間において、労働者たる外国人に係る情報のうち、一定の部分について、情報の相互提供を可能とする。

(注) 特別永住者については、ここでの検討対象となる新たな仕組み（法務大臣による入国管理制度への一元化、在留カードの発行、所属機関の協力等）の対象としない。

4. 今後の進め方

関係省庁において、3. を踏まえ、早急に具体案を立案し、本ワーキングチームなどの場を活用して調整を行い、政府としての結論を得る。その際、まずは、入管当局による在留管理の在り方について、具体的に議論を深め、続いて市(区)町村との関係についても議論を進める。さらに、外国人の在留管理に関する他の事項についても、引き続き議論を重ねる。